

マイナンバーカード
利用のご案内
【保存版】

山形市

〈目次〉

1 マイナンバー（個人番号）カードの取り扱いについて

- (1) マイナンバーカードとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 券面記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (3) 管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (4) セキュリティについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

2 マイナンバーカードを紛失した場合

- (1) 紛失したことがわかったとき・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- (2) 再交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

3 電子証明書について

- (1) 電子証明書とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - ①署名用電子証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - ②利用者証明用電子証明書について・・・・・・・・・・ P 8
- (2) 有効期限について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- (3) 更新について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

4 パスワードについて

- (1) パスワードについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- (2) パスワードを忘れてしまった場合・・・・・・・・・・ P 10

1 マイナンバー（個人番号）カードの取り扱いについて

（１） マイナンバーカードとは

① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等における個人番号の提示が必要な場面でマイナンバーと本人確認書類としてご利用できます。

□主な利用機関

- ・ 国の行政機関や地方公共団体（市役所、県庁、税務署等）
- ・ 健康保険組合（本人及び家族扶養の加入手続き等）
- ・ 勤務先（源泉徴収の手続き等）
- ・ 金融機関（投資信託されている場合等）
- ・ 民間の保険会社（一定額以上の保険金・年金等を支払う際、税務署へ提出する支払調書を作成するため許可されている。）



② マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としても広くご活用できます。

マイナンバーカードのおもて面は、カードの所有者が同意する場合には誰でもコピーをとることが可能です。一方、うら面に記載されている個人番号については、上記の【主な利用機関】に限りコピーをとることが許されています。

③ マイナンバーカードのＩＣチップに搭載される電子証明書等の活用により、

行政手続のオンライン申請が可能となります。

□使用例

- ・ インターネットから e-Tax 等の税申告詳細…… P 7
- ・ コンビニで住民票の写しなど公的な証明書の取得詳細…… P 8

(2) 券面記載について

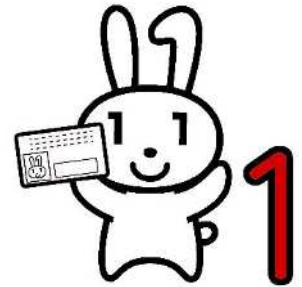
①顔写真

変更を希望する場合は再交付扱いになります。P5(2)を参照。

②氏名、住所の変更があった場合住所変更、戸籍の各種届出を行う際に

一緒に市区町村の窓口を持参してください。

顔写真の横の記載欄に追記印刷します。



③有効期限について

18歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、

18歳未満の方は発行日から5回目の誕生日まで

有効期限の更新は満了の3か月前から住民票のある市区町村の窓口で

申請できます。

④QRコードについて

自身のマイナンバー（個人番号）が読み込めます。

取扱いには十分ご注意ください。

表面



裏面



(3) 管理について

- ①マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取り扱いってください。
- ②保管の際はテレビやパソコン、携帯電話といった磁気を発する物の付近、高温多湿、直射日光のあたる場所は避けてください。
- ③マイナンバーカードにはＩＣチップが内蔵されております。
折り曲げたり、傷を付けたりした場合、カード本体の機能が使用できなくなる恐れがあります。

(4) セキュリティについて

- ①カード内のＩＣチップには必要最小限の情報しか記録されません。「税関係情報」や「年金関係情報」、「医療関係情報」等のプライバシー性の高い情報は記録されません。
- ②記録情報の盗取が行われる恐れに対し、不正に情報を盗取しようとした場合、自動的にカード内の記録情報を消去する機能が付いています。



2 マイナンバーカードを紛失した場合

(1) 紛失したことがわかったとき

① 紛失した場合

コールセンターに電話で連絡すれば、カードの一時利用停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分



マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止のみ
24時間対応となっています。

※外国語の対応をご希望の方は、

0120-0178-27（無料）におかけください。

② 外出先で紛失の場合は警察にも早急に連絡してください。

山形警察署 落とし物係

電話番号 023-627-0110（代表）

開設時間は平日の午前8時30分から午後5時です。

(2) 再交付について

マイナンバーカードを紛失、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、市民課3番窓口で再交付の申請を行っていただく必要があり、手数料が掛かります。

①再交付時の手数料（顔写真は個人負担）

- ・ 本体のみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・800円
- ・ 本体＋電子証明書の搭載を希望する場合・・・・・・・・・・1000円

②再交付申請の手続き

P4（1）①②へ連絡し、住民票のある市区町村の窓口で「紛失届」を提出後、原則本人のみ行えます。

③代理人申請の場合

申請者が以下の場合のみ可

- ・ 15歳未満の方
- ・ 成年被後見人
- ・ 本人が病気・身体の障がいなど、やむを得ない理由により来庁が困難な方

④必要書類

【本人来庁】

- 本人確認書類・・・・・・・・・・運転免許証など顔写真有りなら1点
・・・・・・・・・・健康保険証など顔写真無しなら2点

- 警察署での遺失物届の受理番号（外出先での紛失の場合）

【代理人来庁】

□「本人来庁」時の必要書類

□代理人の本人確認書類（本人来庁時と同じ）

～代理人と証する書類～

・本人が15歳未満の方の場合 **法定代理人**

□戸籍謄本など親子関係が確認できる書類

（住民票もしくは山形市に本籍があり戸籍で親子関係が確認できる場合は省略可）

・本人が成年被後見人の場合 **法定代理人**

□登記事項証明書など法定代理人としての資格を証明する書類

・本人が病気・身体の障がいなど、

やむを得ない理由により来庁が困難な方の場合 **任意代理人**

□医療機関からの診断書、施設の入所契約書、本人の障がい手帳など

上記以外の理由で代理人が手続きする場合は、本人自署の委任状が必要と

なります。

⑤その他

・マイナンバーカードの受け取りには長期間かかることが予想され、

即日交付はできません。

・マイナンバーカードの再交付の申請と受け取りでは必要書類が異なる点が

ございます。

3 電子証明書について

(1) 電子証明書とは

マイナンバーカードに搭載された電子証明書でさまざまな行政サービスを利用できます。電子証明書を利用できる場面は、どんどん拡大する見込みです。

電子証明書は、下記①②となります。

① 署名用電子証明書について（英数字6～16ケタ）

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。

「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明できます。

□ 使用例

- e-Tax 等の税申告（インターネットを利用し、国税に関する申告・申請・届出・納付がオンラインで行えるもの）

- 利用には事前に国税庁のホームページで氏名、住所等の本人情報の登録が必要で

- ネット銀行の口座開設

- これまでは架空の人物による口座開設を避けるため、身分証のコピーをアプリ経由での送付や、郵送など一手間必要でしたが、公的個人認証サービスを使用すれば必要はなくなります。

②利用者証明用電子証明書について（数字4ケタ）

「ログイン等した者が、あなたであること」を証明できます。

□使用例

- ・マイナポータルへのログイン

▶総務省管轄の自身のマイナンバーの利用履歴を随時確認できる

インターネットサイト（H29. 10～稼働）

- ・コンビニのマルチコピー機で住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得
できます。早朝から夜（6:30～23:00）まで、土日祝日も対応

（12/29～1/3を除く）

なお、利用されるサービスによってはICカードリーダーや対応するスマートフォンなどを使用する必要があります。使用する機器等については、利用するサービスのホームページ等でご確認ください。

- ・署名用電子証明書の引っ越しなどによる失効

引っ越しや婚姻などにより氏名、住所に変更が生じた場合署名用電子証明書は登録情報に変更が生じたといった理由で自動的に失効されます。住所変更届や婚姻届の提出の際に併せて発行の手続きが必要です。（手数料無料）

（2）有効期限について

それぞれの電子証明書には原則発行日から5回目の誕生日までといった有効期限があり、マイナンバーカードの有効期限（P2参照）から5年差し引いた日付となります。

(3) 更新について

電子証明書は有効期限の満了の3か月前より更新ができます。

その際は住民票のある市区町村の窓口で行えます。



4パスワードについて

(1) パスワードについて

- ①署名用電子証明書暗証番号（英数字混在6文字以上16文字以下）

…P7参照

- ②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）…P8参照

- ③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）

使用例）転入届等の住民異動届の際にカードを使用し本人確認を行う

主に市区町村の窓口で入力。

- ④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

使用例）行政機関や企業で電子申請をする際において個人番号や住所、

氏名などの本人情報をICチップから読み出す際に入力。

*設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。

市区町村から配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。

(2) パスワードを忘れてしまった場合

- 住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。再設定は原則本人が来庁していただく必要があります。
- 暗証番号は各種以下の回数を誤って入力した場合ロックがかかり、使用できなくなります。その際は市区町村の窓口でロック解除の手続きを行っていただく必要があります。

① 署名用電子証明書暗証番号	: 5回
② 利用者証明用電子証明書暗証番号	: 3回
③ 住民基本台帳用暗証番号	: 3回
④ 券面事項入力補助用暗証番号	: 3回



山形市役所 市民生活部 市民課

TEL 023(641)1212 内線 345

FAX 023(624)8411

e-mail shimin@city.yamagata-yamagata.lg.jp